破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２号
北海道砂川市空知太東３条１丁目４番１号
債務者　谷岡　永光
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第７号
北海道滝川市緑町７丁目７番25号　第一日新マンション　220号室
債務者　小玉　恭寛
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第１号
盛岡市門２丁目８番19号　ファーレンハイト205号、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南羽沢46番地１　金田アパート３号室
債務者　川戸　静香
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１０号
岩手県奥州市水沢区字久田142番地７　ハイツフォレスト101号室、旧住所岩手県奥州市江刺区田原字駒場48番地
債務者　佐藤　　強
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第２２号
群馬県高崎市京目町453番地１
債務者　池田　　誠（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２５号
群馬県高崎市上佐野町786番地　市住６棟609号
債務者　松田美恵子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３０号
群馬県高崎市中尾町767番地14　県住Ｎ棟554号
債務者　砂川美恵子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２７号
埼玉県戸田市喜沢１丁目30番地の５　ブライトンⅠ－301号室、旧住所埼玉県戸田市中町１丁目15番地の36
債務者　吉野美佐子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
さいたま市南区辻７丁目５番20－401号
債務者　鈴木　　勝
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
埼玉県新座市野火止８丁目12番９号　プルミエール101号室
債務者　篠原富美子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
埼玉県志木市上宗岡１丁目18番41号　第２あかね荘　101号
債務者　恩田　純生
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
埼玉県上尾市本町５丁目９番４号　ＲＯＯＭＹ上尾201
債務者　浅子由美子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
埼玉県上尾市緑丘２丁目９番10－409号
債務者　石川　幸子（旧姓各務）
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
さいたま市桜区西堀７丁目６番13号　キャピタル南与野203号室
債務者　中村光一郎
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
さいたま市岩槻区大字徳力118番地145
債務者　神山　規子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
横浜市戸塚区原宿５丁目６番19－101号、破産申立時の住所埼玉県草加市柳島町334番地１サンコーポ303号
債務者　益原　　勲
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係